

情報  
くらしの

# 「うまい話」はありません!

## 2014年度の消費生活相談から

問消費生活センター ☎725・8805 FAX722・4263

2014年度に、消費生活センターに寄せられた相談件数は3602件で、3年連続で増加しています。傾向として、一度被害に遭った人をさらにトラブルに巻き込む二次被害に関する相談が増えています。最近の相談内容の傾向や主な事例を紹介します。

### 2014年度の消費生活相談件数(上位10位)

順位	相談内容	件数
1	放送・コンテンツ等(出会い系・アダルトサイト等)	621
2	役務その他(結婚相談所、公的機関を装った電話等)	146
3	フリーローン・サラ金	128
4	住宅関連工事	127
5	商品一般	110
6	移動通信サービス(携帯電話・スマートフォン)	107
6	賃貸アパート・借家	107
8	自動車	88
8	インターネット通信サービス(回線契約)	88
10	パソコン・パソコン関連サービス	71

### 事例 1 別の土地を購入してくれたら、あなたの所有する山林を買い取ると勧誘されて差額を支払ったけど…

亡夫が30年くらい前に購入した他県の山林を買い取りたいと業者から電話があった。子どもたちに迷惑がかかるので売りたいと思っていたので、業者に家に来てもらった。業者は「あなたの土地を500万円で買い取るが、いったん当社所有の土地を購入してほしい。その土地は3か月後には必ず630万円で買い取ってくれる人がいるので、差額の130万円を出して買い替えてほしい」と言われた。支払えないと断ったら、「30万円がいい」と言われ、現金と印鑑証明や住民票などを渡した。本当に630万円で売れるのだろうか。(70代女性)



### アドバイス

いったんお金を支払ってしまうと取り戻すのは極めて困難です。よく調べてから支払しましょう。

相談者は、夫が存命の時にも何度かその山林を売りたいと思い、いろいろな業者から連絡があるたびに、土地の測量や伐採、管理、広告に載せる契約などを結んでいました。いずれも費用だけがかかり土地は売れませんでした。今回は新たな契約とは異なり、業者が買い取ってくれるというので信じたとのことでした。

- 契約書面をよく読んで、どのような契約内容なのか確認し、業者の説明だけを信じないようにしましょう。現地不動産屋等に連絡し、実際にどのくらい売れているのか、周辺の土地の相場を確認しましょう。
- 宅地建物取引の場合には国土交通大臣、都道府県知事の免許が必要ですが、土地が山林や原野の場合には原則免許は必要ありません。業者が訪問して契約した場合や電話勧誘販売の場合にはクーリング・オフができませんが、お金を渡してしまうとなかなか返金に応じない業者もあります。クーリング・オフ期間が過ぎると解約が困難な場合が多いので注意しましょう。

### 事例 2 アダルトサイトの解約交渉をしてくれるという行政書士や興信所は信用できる?

スマートフォンでアダルトサイトの無料動画を見ようと思い、18歳以上かと表示されたので「はい」のボタンを押した。すると「登録ありがとうございます」という文言と、ID番号が表示された。誤操作の場合の問い合わせ先として表示されている電話番号にかけたところ、「間違いなく登録されているので支払ってもらう」と言われ、名前や住所を聞かれ、教えてしまった。「今日中なら12万円で済むが明日以降は24万円になる。コンビニに行き電子マネーを購入して、カードの番号の写真を送れ」と言われた。慌ててインターネットで消費生活センターを検索し、上位に出てきた行政書士に相談したら、「解決するには4万円かかる」と言われ、依頼してしまった。(40代男性)



### アドバイス

行政書士が、アダルトサイトなどの事業者と解約交渉や返金交渉などを行うことは弁護士法に違反する可能性が高く、認められていません。同じく興信所も調査はできますが、交渉はできません。行政の消費生活センターでは電話代以外に解決のための費用がかかることはありませんので、安心してご相談下さい。

- インターネットで検索すると、その言葉に応じて、上位には広告が表示されます。消費生活センターを検索したつもりが、行政書士や興信所が出てくるので、間違えて連絡しないように気をつけましょう。
- ※ アダルトサイトに対しては連絡せず、納得できない請求は支払わずに、しばらく様子を見て下さい。個人情報を取り戻すことはできないので、言われるがままに教えないようにしましょう。

### 事例 3 健康食品の試供品を申し込んだつもりが、定期コースだった?

インターネットで検索していたら、通常代金3500円のダイエットに効果的な飲料が、初回は「送料のみで500円」と表示されていた。安いと思い内容をよく読まないで購入した。2回目を送ったとのメールが届いたので、ホームページを確認すると、自動で届く定期コースで4か月の継続が条件と書いてあった。解約してほしい。(50代女性)



### アドバイス

通信販売の申し込みをする場合は、特典の大きな文字だけではなく、必ず購入条件や返品特約、事業者の連絡先があるかどうかなども確認しましょう。またその内容を保存しておきましょう。

- インターネットや電話、ハガキ等の通信手段を用いて購入申し込みをする通信販売の場合は、クーリング・オフは適用されません。返品については、事業者が広告やホームページに記載している返品特約に従うこととなります。
- インターネット通販の場合には、信用できる事業者かどうか確認しましょう。本物の事業者のホームページに似せた詐欺サイトもあるので注意しましょう。

### 困った時は消費生活センターへ

世の中に「うまい話」はありません。その場で契約せず、必要かどうかよく検討しましょう。悪質商法には十分ご注意ください。

消費生活センターでは、専用電話(☎722・0001)で相談を受け付けています(月～土曜日=午前9時～正午、午後1時～4時)。来所相談は、月～金曜日の午前9時～11時30分、午後1時～4時に受け付けています。

困ったときは一人で悩まず、ご相談下さい。

### クーリング・オフについて

訪問販売・電話勧誘等で契約した場合、契約日から8日間(一部は20日間)は、工事の完了や商品の使用(消耗品を除く)とは関係なく無条件で解約できます。

クーリング・オフ期間を過ぎていても、販売方法や契約書に問題があれば解約できる場合があります。諦めずにご相談下さい。

また、クーリング・オフ対象外のものもあるので、詳細は消費生活センターへお問い合わせ下さい。